

お済みですか？

☆軽自動車・バイクの各種変更手続き☆

軽自動車・バイクの抹消や、名義等の変更は、3月31日までに手続きをお済ませください！

☆軽自動車は、毎年4月1日の所有者に課税されます。他人に譲ったり、抹消したり、住所等に変更があった方は、3月31日までに変更手続きをお願いします。

※軽自動車税には月割りがなく、4月1日時点で登録がある場合にはたとえ翌日に廃車されても、1年分が課税されてしまいます。

平成27年度から原動機付自転車、軽二輪、小型二輪、の税額が引き上げられますので手続きはお早めに〈手続き及び問い合わせ先〉

・原動機付自転車(排気量が125cc以下) ・小型特殊自動車 ・ミニカー	南風原町役場税務課 ☎889-4413 必要書類は下記のとおり
・軽二輪車(排気量が126cc～250ccの二輪) ・軽自動車	軽自動車協会 ☎050-3816-3126 必要書類については直接協会へご確認ください。
・250ccを超える二輪車	陸運事務所 ☎050-5540-2091 必要書類については直接事務所へご確認ください。

★原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカーの届出に必要な添付書類★

	印 鑑	ナンバープレート	自賠責保険証	その他必要書類
登録(新規・中古)	○(新所有者)	×	○	譲渡証明書又は抹消証明書
抹 消	○(所有者)	○	×	標識交付証(登録証)
名義変更	○(新旧両者)	△	○	標識交付証(登録証) ※番号変更の場合はナンバープレート

※代理人が届出の場合は、代理人の印鑑も必要です。
 ※盗難・紛失の場合は、被害届を提出後、警察署発行の事件受理票が必要です。
 ※抹消・名義変更の場合は、窓口に来る方の身分証明証(免許証等)が必要です。
 (未納がある場合は、納付後に抹消となります。)

【お問い合わせ】 税務課 住民税班 ☎889-4413

償却資産申告書の提出期限は2月2日(月)

『償却資産』とは、法人や個人で工場や事務所、商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、工具、備品などのこと(土地・家屋を除く)です。

平成27年1月1日現在、南風原町内で事業を営んでいる法人や個人、町内に事業用として貸付している資産をお持ちの法人や個人は、申告してください。

◆償却資産の一例◆

構築物	受・変電施設、舗装路面、庭園、門、広告設備、建物附属設備、内装、煙突、野外給水設備など
機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備など
船 舶	ボート、漁船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」の車両)、貨車、客車など
工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、パソコン、陳列ケース、看板、医療器具、測定工具、ルームエアコン、レジスター、応接セット、金庫、自動販売機など

※次の資産も申告が必要です。

- 遊休、未稼働のものであっても平成27年1月1日現在、使用できる状況のもの。
- 福利厚生のに供するもの。
- 改良費(新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取扱い)
- 家屋に施した建設設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの。

★申告の手引き、申告用紙は税務課に用意しています。郵送のご希望がある場合はご連絡ください。

お問い合わせ 税務課 資産税班 ☎889-4413

相談は無料となっています。※法テラス利用
完全予約制で相談内容が他の方に知られることはありません。

さくがわ司法書士事務所

さ く が わ じ ゃ し
司法書士 佐久川 聡

南風原町字兼城 683 番地 12 仲里ビル 3-A TEL098-889-8831
南風原町役場のとなり

業務内容：不動産登記(相続、贈与など)、会社登記(会社設立、役員変更など)、
債務整理(任意整理、自己破産、個人再生など)、過払い金請求、法律相談

国際標準規格ISO9001:2008認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業)加入会社

地域の不動産業で34年目

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。

since 1981 沖縄県知事免許(9)第0928号
あなたのホームプランナー

南新物産

南風原本店 〒901-1104 南風原町宮平641-7
TEL 098-889-4007 FAX 098-889-4033
http://www.nanchan.co.jp Email hae@nanchan.co.jp

ナンちゃん®

2月5日から各字公民館および自治会集会所で申告受付が始まります。

◎申告期間は3月16日まで、終盤はたいへん混み合いますのでお早めの申告をお願いします。

日 程	区・自治会	受付時間	会 場
2月5日(木)	与那覇	9:00～11:00	与那覇コミュニティセンター
	宮城	13:30～15:30	宮城構造改善センター
2月6日(金)	大名・北丘・ハイツ	9:00～11:00	大名公民館
	新川・東新川	13:30～15:30	新川コミュニティセンター
2月9日(月)	喜屋武	9:00～11:00	喜屋武集落センター
	照屋	13:30～15:30	照屋農村コミュニティセンター
2月10日(火)	津嘉山	9:00～11:30	津嘉山公民館
		13:00～16:00	
2月12日(木)	神里	9:00～11:00	神里構造改善センター
	山川	13:30～15:30	山川集落センター
2月13日(金)	宮平・慶原	9:00～11:30	宮平公民館
		13:00～16:00	
2月16日(月)	第一団地・第二団地	9:00～11:30	南風原町役場町民ホール
	兼本・ハイツ・宮平・ハイツ	13:30～16:30	
2月17日(火)	兼城・本部	9:00～11:30	南風原町役場町民ホール
		13:30～16:30	
2月18日～3月16日 ※土日祝日除く	町内全域	9:00～11:30 13:30～16:30	南風原町役場町民ホール

※午前の受付人数は100人となります。午前の受付時間内に100人を超えた場合は、午後の受付となります。

申告受付停止期間 3月17日(火)～4月30日(木)

◆申告が必要かどうかチェックしましょう

※申告に必要な物・・・(イ)印鑑 (ロ)源泉徴収票もしくは給与収入証明書、収支明細書、その他帳簿類
(ハ)社会保険料や生命保険料支払証明書などの所得控除用証明書

スタート

平成27年1月1日現在、南風原町に居住していますか？

→

平成27年1月1日居住している市町村で申告してください。

はい

平成26年中に収入がありましたか？

→

無収入であるという申告を行ってください。

はい

農業所得・営業所得・不動産所得・給与所得等について税務署にて所得税の納付・還付申告をしていますか？

→

確定申告をする方は、役場での町・県民税の申告の必要はありません。

いいえ

昨年の所得が給与のみで、年末調整がされており、勤務先から南風原町役場へ給与支払報告書が提出されていますか？

→

役場での町・県民税の申告の必要はありません。
 ※ただし、住民税における扶養控除・社保控除等の追加変更を行う際は、申告する必要があります。

いいえ

役場にて申告が必要です。

→

※新規の事業(営業)を立ち上げた方、新規の不動産(アパート収入)、譲渡所得のある方や青色申告の方は、税務署の確定申告会場(結の街)で申告してください。

●お問い合わせ 税務課 ☎889-4413 ●

税務署からのお知らせ

①「確定申告会場」について

「浦添市産業振興センター・結の街」浦添市勢理客4-13-1(国立劇場おきなわ向かい)に確定申告会場を設置します。

●設置期間／2月16日(月)～3月16日(月)
 ※日曜日対応を実施する日
 2月22日(日)および3月1日(日)
 ※那覇税務署・北那覇税務署には、「確定申告会場」は設置していませんのでご注意ください。

②e-tax(国税電子申告・納税システム)

登録すると、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットで国税に関するさまざまな申告や申請、納税ができ、たいへん便利です。

申告書データは、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で作成できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
<http://www.nta.go.jp>

お問い合わせ 那覇税務署 個人課税第1部門 ☎867-3101(代表)